

第 17 回 全 国 通 関 士 模 試

公益財団法人 日本関税協会

— 採点結果の講評 —

本模試では、本年7月に財務省より公告された「第50回通関士試験受験案内」に基づいた出題形式に即した形で予想問題を出題しました。

模試の採点結果をみると、当協会が設定した合格基準（通関業法、関税法等、通関実務の3科目でそれぞれ満点の6割以上）を満たした受験者は全体の9.9%（3科目受験者では9.2%）で、昨年（第49回）通関士試験の合格率（10.1%）と比較するとやや低いものとなりました。本模試は本試験の1.5ヶ月前の能力ですから、妥当な難易度といえるでしょう。

なお、ケアレスミスが散見され、通関実務では個別事項の欄でも述べましたが、記入注意事項に「該当する位に記入すべき数値がない場合は、『0』をマークすること」と明記してあるにもかかわらず、「0」をマークしていないケースが今回も少なからず見られたほか、解答欄のマークミス（誤り・不鮮明等）によって得点が取れていないこととなるケースがある等、自己採点とは異なる結果になった方もいると思います。本試験においてもマークシートの「記入上の注意」等をよく読み、記載されている注意事項に従って記入するように心がけてください。解答は正解しているにもかかわらず、マークミスのために不正解となるのは非常にもったいないことです。

また、設問が択一式であるにもかかわらず、解答を複数選択している方も若干いましたので、注意しましょう。

本模試の判定はあくまでも参考ですので、判定結果に一喜一憂することなく、残りの2週間を悔いの残らないように頑張り直し、本試験で栄冠を勝ち取ってください。

Ⅰ 通関業法

【総体的事項】

■総評

通関業法全体の正解率は66%で、58%の方が合格基準に達していました。

■語句選択式

語句選択式全体の正解率は79%でした。合格しようとする個々人のベースでは80%は欲しいと常々申し上げていますので、まずまずの成績でした。

■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は25%で、極めて低調な結果でした。個々人のベースでは40%は欲しいところです。

複数肢選択式は、その解答数が2つ又は3つのいずれになるのかということで悩んだ方が多かったこともあり、このような結果になったものと考えられます。

■択一式

択一式全体の正解率は52%で、やや低調でした。個々人のベースでは70%は欲しいところです。

【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

■語句選択式

第1問（許可の申請） 正解率：88%

（イ－95% ロ－72% ハ－90% ニ－93% ホ－92%）

通関業の許可の申請手続については、かなりしっかりとした理解ができています。

「ロ」については、「⑩責任者」が正解ですが、「⑥従業員」又は「⑭役員」を選択する例もかなり見受けられました。通関業の許可申請等に際しては、「営業所の責任者の氏名」のほか、添付書面として「役員の名簿」及び「通関士となるべき者その他の通関業務の従業者の名簿」（通関業法施行規則第1条第1号、第4号）、「許可を受けようとする営業所において通関業務に従事させようとする者の氏名」等を記載した書面（通関業法施行令第1条第Ⅱ項）が求められていますので、改めて確認しておいてください。

第2問（許可の基準） 正解率：86%

（イ－89% ロ－86% ハ－77% ニ－82% ホ－93%）

通関業の許可の基準についても、かなりしっかりとした理解ができています。

「ハ」については、「⑫人的構成」が正解ですが（通関業法第5条第2号）、「①営業区域」、「④経営の基礎」、「⑥社会的信用」又は「⑮取扱貨物」を選択する例も若干見受けられました。いずれも、文脈上最も適切な語句とはいえませんので、今一度、法令の条文を読み直してみることが効果的です。

第3問（営業区域の制限） 正解率：73%

（イ－63% ロ－90% ハ－82% ニ－59% ホ－74%）

営業区域の制限についても、かなり理解ができています。

「イ」については、「⑬同一人」が正解ですが（通関業法第9条）、「⑨他人」又は「⑮輸入者」を選択する例もかなり見受けられました。「⑨他人」は、同法第2条第1号に規定されている意義の異なる用語であり、「⑮輸入者」は、輸出者等を含まない範囲の狭い用語であるので、適切ではありません。

また、「ニ」についても、「⑫通関書類」が正解ですが（同法第9条）、「⑥書面」、「⑦申請書」又は「⑭届出書」を選択する例もかなり見受けられました。「⑥書面」ではあまりにも漠然としており、「⑦申請書」又は「⑭届出書」では範囲が狭過ぎます。

第4問（通関士の審査等） 正解率：79%

（イ－78% ロ－58% ハ－98% ニ－87% ホ－74%）

通関士の審査等についても、しっかりとした理解が進んでいるようです。

「ロ」については、通関士が審査すべき通関書類に関するものですが、通関手続の適正・迅速な実施等の観点から、これらの書類は①輸出入申告、特例輸入者又は特定輸出者の承認申請等に係る申告書及び申請書、②不服申立書、③特例申告書、④修正申告書及び更正請求書に限られているので留意する必要があります（通関業法施行令第6条）。

第5問（通関士の資格） 正解率：68%

（イ－81% ロ－54% ハ－66% ニ－77% ホ－60%）

通関士の資格についての理解度を問う問題ですが、全体として高得点にあるものの、やや低調な部分も見受けられました。

「ロ」については、「⑪通告処分」が正解ですが（通関業法第32条第2号、第6条第4号ロ）、「④戒告処分」又は「⑧従業停止処分」を選択する例もかなり見受けられました。

「⑪通告処分」は、関税など特定の租税に関する犯罪のうち、罰金以下の刑に相当する軽微な犯罪についてなされる略式の科罰的行政処分であり、「④戒告処分」又は「⑧従業停止処分」とはその法的性格を異にしています。

また、「ホ」については、「関税法第108条の4から第112条まで（輸出してはならない貨物を輸出する罪等）の規定に違反する行為をした者であって、当該違反行為があった日から2年を経過しないもの」は、通関士となることができないとする規定（同法第31条第2項第2号）に関するものです。関税法上特に重大は違反行為については、罰則の適用がない場合であっても、通関士になることはできないものとされています。

■複数肢選択式

第6問（通関業の許可） 正解率：21%

通関業の許可及び許可の承継についての理解度を問うものですが、正解率はかなり低調でした。法令を再確認してください。

「1」は、税関長の管轄に関する誤った記述です。「通関業の許可」（通関業法第3条第1項）のみならず、「営業所の新設」（同法第8条第1項）、「通関士の確認」（同法第31条第1項）等も、営業所の所在地（従業地）を管轄する税関長に対してしなければなりません。

「4」は、公告に関する誤った記述です。通関業法においても、税関長は広く一般に周知することが必要な場合には、次のように公告することが義務付けられています。

許可	通関業の許可	通関業法第3条第4項
	許可条件の変更	同法基本通達3-7の(3)
	営業所の新設	同法第8条第2項
	通関業の許可の消滅	同法第10条第2項
処分	通関業者に対する監督処分	同法第34条第2項
	通関士に対する懲戒処分	同法第35条第2項
試験	通関士試験の日時、場所等	同法施行規則第4条
	通関士試験合格者	同法施行規則第8条

なお、「通関業の許可をしなかった場合」については周知の必要がないことから、公告を要するものとはされていません。通関業者には、「通関業務料金の掲示」（同法第18条第1項）が義務付けられていますが、これは「公告」ではないので留意してください。

「5」の通関業の許可の承継については、本年、通関業法第11条の2として新たに規定されました。このため、出題される可能性が高いものと思われますので要注意です。

第7問（通関業の許可の取消し） 正解率：28%

通関業の許可の取消しに関するものですが、正解率はかなり低調でした。

「2」を誤った記述とする例もかなり見受けられましたが、通関業の許可の取消しは、通関業者の不利益取扱いに関する事項であるため、その事由も法令に明確に規定されており、「不正許可」と「欠格事由」に限られています（通関業法第11条第1項）。

また、「5」を誤った記述とする例もかなり見受けられましたが、通関業の許可の取消手続についても、通関業者の不利益取扱いに関係する事項であるため、適正・慎重に進めるよう「審査委員」の意見を聞くものとされています（同条第2項）。

第8問（税関長への届出） 正解率：25%

通関業者の届出義務に関する理解度を問うものですが、正解率がかなり低調でした。

通関業者の届出義務には、「通関業の許可申請事項の変更等に関するもの」（通関業法第12条）と「通関業務従業者の異動に関するもの」（同法第22条第2項）があります。また、

これらに類似する手続として、「許可条件の変更申請」があります（同法基本通達3-7）。

「1」については、この「許可条件の変更申請」を要する例であり、届出によるものではありません。

「5」は、「通関業の許可申請事項の変更等に関するもの」であり、通関業の許可の消滅については、特にその届出義務者が規定されているので、再確認しておいてください（同法施行令第3条）。

第9問（通関士の資格の喪失） 正解率：29%

通関士がその資格を喪失することは、退職の場合を除き異例なことであり、その出題率もきわめて高い分野です。正解率はかなり低調でした。更なる努力が望まれます。

「1」は、通関士の異動に伴う資格の喪失に関するものです。通関士として通関業務に従事するためには、その従業する営業所の所在地を管轄する税関長に届け出て、確認を受けなければなりません（同法第31条第1項）。したがって、他の税関の管轄区域内にある営業所に異動し、当該営業所の通関業務に従事する場合には、一旦その資格を喪失することになり、改めて当該営業所の所在地を管轄する税関長の確認を受ける必要があります。

なお、文法的に誤解を生じ易い表現もされていますので注意が必要です。

第10問（通関業者に対する監督処分） 正解率：24%

通関業者に対する監督処分について問うものですが、正解率はかなり低調でした。

特に「5」について、正しい記述であるとする例が多数見受けられました。刑罰の執行猶予制度と混同し易い出題です。通関業者に対する監督処分には、戒告、営業停止及び許可の取消しがありますが、これらの執行を猶予する制度はありません。通関士に対する懲戒処分についても、その執行を猶予する制度はありませんので、併せて再確認をしておいてください。

■択一式

第11問（用語の定義） 正解率：58%

「定義」は、条文を正しく解釈するため、用語の意義を明確にするものであり、欠くことのできない重要なものです。特に正確な理解が求められます。

「1」の「通関業務」については、「他人の依頼」、「依頼者の代理又は代行」、「通関手続」、「不服申立て」、「税関官署に対する主張又は陳述」及び「通関書類の作成」がキーワードになります（通関業法第2条第1号）。

また、「5」の「通関士」については、「通関士試験の合格」、「税関長の確認」及び「通関業者の通関業務への従事」が相俟って初めて「通関士」として通関業務に従事できることになります（同条第4号）。

第12問（通関業の許可に係る欠格事由） 正解率：34%

通関業の許可に係る欠格事由について問うものですが、通関業の許可の取消事由ともな

っているので、通関業の適正な運営のためには極めて重要な事項です。

「2」の関税法違反行為に係る欠格事由については、禁錮以上の刑に処せられた場合を除き、罰則が特に重大なもの（同法第108条の4から第112条まで）に限られていますので、注意が必要です（通関業法第6条第4号イ）。罰金の刑であるか、通告処分であるかは関係ありません。

「5」は、両罰規定に係る欠格事由について問うものですが、両罰規定の対象となるのは、法人の役員（これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）に限られていますので、役員でない限り、通関士や従業者の違法行為により両罰規定に係る欠格事由に該当することはありません（同条第8号）。

第13問（通関業の営業所の新設） 正解率：57%

通関業者による営業所の新設について問うものですが、正解率はいささか低調であり、更なる努力が求められます。

「1」は、いわゆる引掛け問題です。通関業者は、基本的にどこでも営業所を設けることができます。しかし、その通関業の許可に係る税関の管轄区域内において、通関業務を行う営業所を新たに設けようとする場合には、その営業所の所在地を管轄する税関長の「営業所の新設の許可」を受けなければなりません（通関業法第8条第1項）。また、その通関業の許可に係る税関の管轄区域外において、通関業務を行う営業所を新たに設けようとする場合には、その営業所の所在地を管轄する税関長の「通関業の許可」を受けることになります（同法第3条第1項）。

「3」は、営業所の許可基準に関する問題です。営業所の新設に際しては、通関士の設置を必要としますが、税関長は、その許可の際に通関士の設置が雇用契約等により確実であると認められる場合には、許可をするものとされています（同法基本通達8-2（3）において準用する5-4）。

第14問（通関士の設置） 正解率：46%

通関業者における通関士の設置義務について問うものですが、正解率はいささか低調でした。

「1」及び「4」については、通関士の設置義務の免除に関するものです。通関業の許可に「地域限定」又は「貨物限定」の条件が付された場合には、通関士の設置義務が免除されます（通関業法第13条第1項）。なお、「許可の期限」に関する条件については、この限りではありません。

「2」は、「地域限定」の意義について問うものです。「地域限定」による通関士の設置義務の免除は、その営業所における通関業務が「通関士の設置を要する地域」以外の地域においてのみ行われる場合に限られています（同項第1号）。したがって、「地域限定」が付された場合には、通関書類の作成場所とこれを提出する税関官署がいずれも「通関士の設置を要する地域」以外の地域にあることが必要です。

第 15 問（通関業者及び通関士その他の従業者の義務） 正解率：83%

通関業者及び通関士に係る種々の義務については、かなり理解が進んでいるようです。

「4」は、通関士の名義貸しの禁止に関するものです。通関士でなくなった者であっても、税関長に対する届出がされるまでは、引き続き「通関士」とであると誤解されかねません。したがって、当該届出がされるまでの間は、名義貸しの禁止義務が及ぶものと解されています（通関業法基本通達 31-1 の（2））。

「5」は、通関士の意義及び名称の使用制限に関するものです。通関士試験に合格した者であっても、税関長の確認を受け、通関業者の通関業務に従事することにより、初めて「通関士」として通関業務に従事できることとなります（通関業法第 31 条第 1 項、第 40 条第 2 項）。

第 16 問（記帳、届出、報告等） 正解率：76%

通関業者による記帳、届出、報告等は、税関による通関業者の適切な指導・監督のための措置ですが、かなり理解が進んでいるようです。

「3」について誤った記述とする例がかなり見受けられましたが、通関業者に対しては、①通関業務又は関連業務に関し税関官署又は財務大臣に提出した申告書、申請書、不服申立書等の写し、②通関業務依頼書（原本）及び③通関業務料金受領書の写しを 3 年間保存することが義務付けられています（通関業法第 22 条第 1 項、同法施行令第 8 条第 2 項、第 3 項）。適宜、税関により、これらの資料に基づく立入調査が実施され、通関業者に対する指導・監督が行われます。

「4」は、通関業務担当役員、通関営業所責任者、通関士その他の通関業務従業者の届出に関するものです。新たにこれらの者が置かれた場合には、届出書にその者の履歴書等を添付するものとされており、この届出に基づき、適宜、税関による指導・監督が行われます（同法施行令第 9 条第 2 項）。

第 17 問（通関士の確認） 正解率：51%

税関長による通関士の確認は、通関士として通関業務に従事するための不可欠な手続です。まだまだ十分に理解が進んでいるとはいえないようです。

「1」は、「通関士という名称を用いないでその通関業務に従事させる場合」について問うものです。このような場合には、通関士ではなく、一般の従業者として通関業務に従事することになり、税関長の確認を受ける必要はありませんので、正しい記述とはいえません（通関業法第 31 条第 1 項）。

「3」は、税関長による通関士の確認の有効性に関する正しい記述です。通関業者が、その通関士を他の営業所に異動させる場合において、当該営業所が通関業の許可に係る税関の管轄区域内にあるものであるときは、現に受けている確認が有効であり、何らの手続も要しません。しかし、当該営業所が他の税関の管轄区域内にあるものであるときは、改めて当該他の税関長の確認を受けることが必要となります（同項）。

第 18 問（通関士に対する懲戒処分） 正解率：41%

通関業者の法令違反等に対する監督処分については、未だ十分な理解に達しているとはいえない状況にあり、更なる努力を要する結果となっています。

「3」及び「5」は、通関士に対する従業停止処分についての誤った記述です。従業停止処分は、通関士に対する不利益処分であり、その期間が1年間に限定されています。したがって、この期間を超えて処分をすることはできません（通関業法第35条第1項）。また、従業停止処分は、通関士の従業を一時的に停止する処分であり、その従業停止期間が経過した場合には、直ちに通関士として通関業務に従事することができることとなります（同法基本通達35-1（2））。このような取扱いは、通関業者に対する営業停止処分についても同様です（同法第34条第1項）。

「4」は、通関士に対する従業禁止処分についての正しい記述です。従業禁止処分は、通関士に対する懲戒処分のうち最も重い処分です。このような処分を受けた通関士が通関業務に従事することは、適正な通関業務の実施上多くの問題があるため、認められません。

なお、従業禁止処分を受けた通関士は、通関業法第32条第2号（通関士の資格の喪失）の規定に該当し、その資格を喪失するので、従業禁止期間経過後通関士として通関業務に従事しようとする場合には、改めて税関長の確認を受ける必要があります（同法基本通達35-1（2））。

第 19 問（調査の申出、審査委員、処分の通知及び公告） 正解率：59%

調査の申出等は、通関業者に対する監督処分及び通関士に対する懲戒処分の適正な執行のための手続です。今一步の努力が望まれます。

「2」は、通関士に対する懲戒処分の際における意見聴取に関するものです。意見聴取については、通関業者に対する監督処分の際には、「審査委員」の意見を、通関士に対する懲戒処分の際には、当該通関士がその業務に従事する「通関業者」の意見を、それぞれ聞くものとされています（通関業法第37条第1項）。適正・公正な処分をするための手続です。

「3」は、通関士に対する懲戒処分の際における通知に関するものです。戒告、従業停止又は従業禁止のいずれの処分であっても、適正・公正な処分をするため、処分内容及び理由を記載した書面により、当該処分を受ける「通関士」に通知するものとされています（同条第2項）。なお、通関業者に対する監督処分についても、同様に、当該処分を受ける「通関業者」に通知するものとされています。

「5」は、通関士に対する懲戒処分の際における公告に関するものです（同法第35条第2項）。特に、従業停止処分又は従業禁止処分の場合には、輸出入者等の依頼者に対する周知が必要となります。なお、通関業者に対する監督処分についても、同様に、当該処分をしたときは、遅滞なくその旨を公告するものとされています（同法第34条第2項）。（第6問の表を参照）

第 20 問（罰則） 正解率：21%

罰則の対象となる違法行為、刑の内容等についての理解度を問うものですが、正解率が極めて低調でした。法令を再確認してください。

「3」は、信用失墜行為の禁止に関するものです。この行為については、通関業者に対する監督処分又は通関士に対する懲戒処分により、その防止や取締りの効果を期待できることから、罰則の対象とはされていません。このほかにも、罰則の対象とされていない行為がありますので確認しておいてください。

「4」は、関連業務についての違反行為に関するものです。関連業務は、通関業者の独占業務ではなく、誰でも自由にすることができる業務です。したがって、このような関連業務に関する違法行為については、罰則は設けられていません。

「5」は、両罰規定が適用される罪に関するものです。①秘密を漏洩する罪（同法第 41 条第 1 項第 3 号）、②通関士に対する懲戒処分に違反する罪（同法第 42 条第 2 号）、及び③通関士の名義貸しの罪（同法第 44 条第 2 号）は、両罰規定の適用がありませんので注意してください。

II 関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法（第6章に係る部分に限る。）

【総体的事項】

■総評

関税法等全体の正解率は50%であり、25%の方が合格基準に到達していました。

■語句選択式

語句選択式全体の正解率は65%でした。合格のためには個々人のベースでは80%は欲しいところです。

通常学習する頻度が少ない分野についても語句選択式の問題は出題されますので、他の分野のバランスを見ながらフォローするよう心がけましょう。

■複数肢選択式

複数肢選択式全体の正解率は31%で、極めて低調でした。個々人のベースでは40%は欲しいところです。これは、基礎的な事項についての理解が不十分であるためだと考えられますので、更に学習する必要があります。

■択一式

択一式全体の正解率は38%で、低調でした。個々人のベースでは70%は欲しいところです。

これも複数肢選択式と同様に、基礎的な事項についての理解が不十分であるためだと考えられますので、更に学習する必要があります。

【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

■語句選択式

第1問（関税の納税義務） 正解率：68%

（イ－79% ロ－75% ハ－87% ニ－19% ホ－79%）

設問の「4」(ニ)の正解率が19%とかなり低いので全体の正解率を引き下げっていますが、これ以外の正解率は80%前後ですので、まずまずの結果と言えるでしょうか。

(ニ)は、収容又は留置された外国貨物が公売に付され又は売却された場合に、誰が納税義務を負うのかとの問題です。

正解は「②貨物の所有者」ですが、「⑦公売又は売却を行った者」と解答した者が57%もあったのは驚きでした。

「公売又は売却」は収容又は留置を行った国（税関当局）が行うものであり、公売又は売却が成立するためには、必ず当該外国貨物を買受ける者（貨物の所有者となります。）が存在します。公売又は売却を行う国が納税義務者になることはなく、当該貨物を買受け

た者、すなわち当該貨物の所有者が納税義務を負うことになります。

第2問（特例輸出貨物に係る輸出申告） 正解率：58%

（イ－63%　ロ－75%　ハ－87%　ニ－51%　ホ－13%）

この問題は、輸出申告の特例に係る申告手続に関するものです。語句選択式問題としてはかなり低調な結果になっていますので、より正確な理解のためには、関税法の関係規定を再確認することが肝要です。

「イ」は、特定輸出申告書に関するものです。「⑭輸出申告の特例」が正解です（関税法施行令第59条の5第1項）が、「⑩特例申告」を選択した方も多数見られました。「特例申告」は「特例申告書の提出によって行う納税申告」をいうものであるので、混同しないようにすることが必要です（関税法第7条の2第2項）。

「ニ」及び「ホ」は、特定製造貨物輸出者に係る特定製造貨物輸出申告に関するものですが、「⑦特定製造貨物輸出者」及び「④貨物を製造した者」が正解です（同法施行令第59条の5第3項）。「ニ」については、「⑩特例申告」や「⑪認定製造者」等を選択した方もかなり見受けられましたが、適切な語句とはいえません。また、「ホ」については、「⑪認定製造者」や「⑮輸出の許可を受けるために入れる保税地域の名称」等を選択した方もかなり見受けられましたが、特定製造貨物輸出申告書の記載事項としては適切ではありません。

第3問（保税地域） 正解率：77%

（イ－81%　ロ－73%　ハ－74%　ニ－72%　ホ－82%）

保税地域に関する基本的な事項を問うものです。語句選択式問題としては、やや低調な正解率に留まっています。保税地域の機能や手続について、法令を読み直してみることが効果的です。

「ロ」及び「ハ」は、保税蔵置場における蔵主責任に関するものですが、「⑮減却」及び「⑦許可を受けた者」が正解です（関税法第45条第1項）。「ロ」については、「⑩消費」や「⑭廃棄」を選択した方も相当数見受けられましたが、「⑩消費」の場合には、当該消費をした者がその貨物を輸入するものとみなされ、納税義務を負うことになります（同法第2条第3項）。また、「⑭廃棄」の場合には、減却の承認を受けたときを除き、その廃棄をした者が廃棄後の現況により輸入手続を要することになっています（同法第34条、同法基本通達34-1(3)）。「ハ」については、「⑤貨物管理者」を選択した方が多数見られましたが、保税蔵置場においては「⑦許可を受けた者」を納税義務者として、外国貨物等の適正な管理や徴税の確保が図られています。

「ニ」は、保税工場に外国貨物を置くことの承認に関するものですが、「②3月」が正解です（同法第61条の4）。保税工場のほか、保税蔵置場及び総合保税地域についても同様です（同法第43条の3第1項、第62条の10）。なお、保税展示場については、「外国貨物を保税展示場に入れる際」に税関長の承認を受けることが必要です（同法第62条の3第1項）。

第4問（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税） 正解率：61%
（イ－85% ロ－37% ハ－51% ニ－44% ホ－85%）

関税暫定措置法第8条で規定されている加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税制度の基本的な要素である要件、減税額を問う問題ですが、正解率は61%に留まりました。

「イ」には85%の方が正解の「⑩輸出の許可の日」を選択できましたが、「ハ」に入れるべき「⑩輸出の許可」を選択してしまった方が9%おりました。

「ロ」には、この制度が製品の減税制度であることから、減税の基となる「⑦当該製品の関税の額」を選択すべきところ、その選択をできた方は37%に留まり、誤りの「①課税価格」、「⑥当該原材料の関税の額」、「②加工又は組立に要する費用の額」又は「⑤仕入価格」に幅広く分散しました。

「ハ」は、51%の方が正しい「⑩輸出の許可」を選択できましたが、誤りの「⑫輸出の申告」を選択した方が36%もおりました。

「ニ」も正解の「①課税価格」を選択できた方は44%に留まり、誤りの「⑥当該原材料の関税の額」、又は「②加工又は組立に要する費用の額」を選択した方が20%、15%もありました。

「ホ」は85%の方が正解の「⑧特惠関税」を選択できましたが、10%の方が誤りの「③経済連携協定税率」を選択していました。

語句選択式問題は、本設例のように基本的な問題が通常出題されますので、要件を整理して的確に習得すれば、容易に得点源とできるところです。本試験までの間に、曖昧なうろ覚えの知識を、一つ一つ正確で確実な知識に変えていくことが合格への早道です。

第5問（課税価格の定義） 正解率：61%

（イ－36% ロ－89% ハ－59% ニ－39% ホ80%）

設問「1」及び設問「2」は、関税定率法第4条の2が定める「同種又は類似の貨物に係る取引価格によって当該輸入貨物の課税価格を決定する規則」についての考え方を正しく理解しているかを確認する問題でした。

設問「1」は、同法第4条の2第1項第1文そのままの問題であり、「同種又は類似の貨物は、当該輸入貨物の本邦への輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出されたもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る」と規定されています。

したがって、「イ」に入る用語は「⑩輸出」であり、「ロ」に入る用語は「③生産」でした。「イ」の正解率は36%と相当に低い数字でしたが、「ロ」の正解率は89%と多くの方が正しい認識でした。

しかし、「イ」に入る用語として「⑫輸入」を選択した人の数は、正解者より多い57%であり、他に「②輸入取引」（4%）、「⑤引渡し」（3%）等を選択した人もいました。

また、「ロ」に入る用語として「⑩輸出」を選択した人が6%程いました。

「同種又は類似の貨物」は当該輸入貨物と出来るだけ近似したものを選択するという考え方に立っていると考えると良いと思います。

設問「2」は、第4条の2第1項の第2文の規定をとらえたものであり、「ハ」に入る用

語は「②輸入取引」で、6割近くの人が正解しておりましたが、誤った答えとしては、「⑭販売」(26%)、「⑫輸入」(6%)等がありました。

設問「3」及び設問「4」は、関税定率法第4条の3第2項が定める製造原価に基づく課税価格の決定方法に関するものでした。

「ニ」に入る用語として「⑧同類」を選んだ人は39%と少なく、ほぼ同数(39%)の人が「⑦同一」を選択し、(17%)の人が「⑮類似」を選んでおりました。

「ホ」に入る用語として「④生産者」を選択した人は80%と素晴らしい結果でしたが、誤答としては、「①買手」(12%)、「⑥仲介者」(5%)等がありました。

いずれにしろ、語句選択式の問題は、基本的な規定から出されているので、基本規定については、声に出して何度も読むようにして訓練し、類似語に惑わされないにすることが望ましいことです。

■複数肢選択式

第6問(用語の定義) 正解率:43%

関税関係法令の解釈・適用のための定義に関するものですが、正解率はいささか低調でした。

「2」については、「排他的経済水域」に関する誤った記述です。関税法第2条第2項(定義)においては、「公海で採捕された水産物には、本邦又は外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を含む」とされ、当該水産物は「内国貨物」、排他的経済水域は「公海」として取り扱うものとされています。内国貨物の公海から本邦への引取りは、輸入には該当しません。

「3」については、船用品又は機用品に関する誤った記述です。外国往来船等の燃料、乗組員や旅客に供される食料等は、外国貨物であってもそのまま使用・消費することができます(同法第2条第1項第9号、第10号、第3項、同法施行令第1条の2第1号)。このような取扱いは、不開港における使用・消費であっても同様であり、輸入に該当することはありません。

第7問(適用法令) 正解率:27%

この問題は、正しい記述の設問をすべて選択する複数肢選択式の問題です。正解は「2、3」で、正解率としては27%で、更なる努力が必要な結果となっています。

「2、3」以外に「4」を正しいものとして選択した方が相当数ありました。

「4」は保税地域以外の場所に置くことが許可された貨物(いわゆる他所蔵置貨物)で亡失したものに關税を課す場合の適用法令ですが、これは「置くことが許可された時の属する日」ではなく、当該亡失の時に事実上の輸入が行われたこととなるため、「当該貨物が亡失した時の属する日」において適用される法令が適用されます。また、保税蔵置場に置くことの承認を受けた貨物が蔵置中に亡失した場合も、關税を課する際の適用法令は同様に「当該貨物が亡失した時の属する日」において適用される法令となります。

第 8 問（輸出通関） 正解率：44%

正しい記述は「1、5」ですが、正解率は44%と低調でした。

「2」を正しい記述に選択された方が39%と多く見受けられ、結果として正しい記述を「1、2」又は「2、5」若しくは「1、2、5」と選択されたため、正解率が低調となっていました。「2」の設問は、通常の輸出申告に係る許可後の取扱いの正誤を求めているものであり、特定輸出申告等の輸出の許可の取消しと混同しないように留意し、申告の形態とその取扱いについて、再確認して、正しく判断して下さい。

また、複数肢選択の問題ですが、単独の選択をされている方が、6%を占めていますので本試験では注意して下さい。

第 9 問（輸入通関） 正解率：32%

正しい記述は「3、4、5」ですが、正解率は32%と極めて低調でした。

正しい記述として「3、4」又は「3、5」若しくは「4、5」を選択された方が21%を占めていました。設問の「3」については64%の方が、「4」については85%の方が、「5」については77%の方が、それぞれ正しい記述として選択されています。各設問を正しい記述として漏れないように選択することに心掛けて下さい。

一方で、設問の「1」は「承認を受けなければならない」、「2」は「承認を受けることができない。」と最後の箇所です。誤りの記述をしています。

記述の前段の箇所に対して、最後の箇所です。正誤の記述をしている設問が多く出題されている傾向にありますので、記述の全体を正確に読み取ることが必要とされています。

第 10 問（輸入通関） 正解率：54%

正しい記述は「3、5」ですが、正解率は54%とやや低調でした。

正しい記述である「3」を選択された方が86%、「5」を選択された方が90%と高い割合を占めていますが、正しい記述をすべて選ばなければ得点が得られないことから、正解率はやや低調で残念な結果となっています。

輸入申告に関する設問で構成しましたが、誤っている記述の設問「1、2、4」については、誤っている記述の箇所を再確認し、正確に理解しておく必要があります。

第 11 問（輸出入郵便物） 正解率：20%

近年、郵便物についても、輸出入申告制度及び申告納税方式が導入されましたが、郵便物の輸出入手続に関しては、簡易手続を中心に理解を深めることが効果的です。

「4」は、郵便物の保税運送に関する誤った記述です。郵便物の保税運送についても、外国貨物のまま運送しようとするものであり、関税の納付やその委託は必要ありません（関税法第63条第1項、第77条第3項）。

第 12 問（課税価格の決定の原則により課税価格を決定できない場合） 正解率：49%

正解は「1、4」です。正しい記述であるとして「1」を選んだ方は76%おり、また、「4」を選んだ方は80%と両方ともかなり高い数字でしたが、誤った記述を正しいと誤解

した方の割合が、次のとおりそれなりの割合を示していたため、「1と4」の両方のみを選択した方の数は49%に落ちてしまいました。

「5」・・・24%

「2」・・・17%

「3」・・・11%

第13問（関税率表の解釈に関する通則） 正解率：10%

正解率は極めて低調でした。正解は「1、3」ですが、誤りの「1、2、3」を選択された方が20%と最も多く、この他に「1、2」を選択された方が12%、「1、2、4」を選択された方が9%いました。「2」は、一見正しい内容のようですが、号の所属決定に当たっては、「文脈により別に解釈される場合を除き、関係する部又は類の注が適用される。」と規定されていますから、誤りとなります。「4」は、関税率表の解釈に関する通則（以下通則という。）3（a）の後段に関する部分ですが、物品が二つ以上の項に属するとみられる場合、一の項が当該物品について、一層完全な又は詳細な記載をしているとしても、これらの項の取り扱いは、どうなっているか、見直しをしてください。通則の問題は、正確に覚えていないと判断を誤ることになります。また、出題頻度が高いので、完璧にマスターすることが必要です。

第14問（特殊関税制度） 正解率：28%

この問題は正しい記述をすべて選ぶ問題で、正解は「1、2、5」で正解率は28%といま一つでした。

個別に見ていくと正しい記述の「1、2、5」のうち二つを選んだ方は相当数いるのですが、この三つの組み合わせになると、28%にまで下がってしまいました。

また、誤りの記述のうち「3」を選んだ方は比較的少なかったのですが、「4」を選んだ方は27%もあり、全体の正解率をさげています。

記述の「4」は相殺関税の額は交付された補助金と同額以下で通常の関税に「代えて」課されるとありますが、これは「代えて」ではなく、通常の関税に「加えて」課されますので、覚えましょう。

特殊関税の分野は、ごく一般的な出題ですので、教科書等で基本的な知識をしっかりと身に付けて下さい。

第15問（輸入貿易管理令） 正解率：2%

正解答は「1、2、3」ですが、正解率は2%と惨澹たるものでした。

最多解答は、誤りの「3、4」で31%、次いで間違いの解答が「1、3、4」、「2、3、4」、「1、3」及び「3単独」が、8%、7%、7%及び5%と続いています。

「1」～「5」の選択状況を見ると、正解の「3」を選択できた方は74%と高かったものの、他の正解の「1」及び「2」を選択できた方は31%、29%と低水準に留まった一方、誤りの「4」を選択した方が69%もおり、誤りの「5」は13%でした。このような惨澹たる結果は、「4」を正しいと勘違いした方が大勢いて、正しい「1」及び「2」を選択でき

なかった方が大勢いたためです。

又、本設問は複数肢選択式であるのに、択一式のように一つしか選択していない方が 10% もいましたが、それでは確実に誤りになります。複数肢選択式の場合は必ず、複数の正解があるので、必ず複数を選択しましょう。

本設問はいずれも輸入貿易管理令の輸入割当て、輸入の承認及びその特例、手続き等基本的な事項についての問題ですが、輸出貿易管理令にも類似のものがあって、その内容は複雑です。うろ覚えの知識では全く役に立ちません。きちんと整理して、確実に覚えることが合格への早道です。

「1」の輸入割当品目であっても総価額が 18 万円以下の無償の貨物は、特例に該当し、輸入割当てを要しないこととされており、本試験でもよく出題されているので確実に覚えましょう。この場合、「10 万円の貨物」は、「18 万円以下」という法規制内容に合致しているにも関わらず、「10 万円」は法規制上の用語「18 万円以下」と違うと錯覚して惑わされないように注意しましょう。

「2」のワシントン条約該当貨物は、原則として特例の除外貨物とされていますが、設例の当該貨物が本邦から輸出された後無償で輸入されるもので、その輸出の際の性質及び形状が変わっていないものは特例の除外貨物から外されているので、特例が適用でき輸入の承認を要しないことを確実に覚えましょう。

「4」の輸入承認の有効期間は、その承認をした日（交付の日ではない）から 6 月であることは常識として押さえておきましょう。

■択一式

第 16 問（課税物件の確定の時期） 正解率：21%

この問題は、正しい記述のものを一つ選択するか、正しい記述がない場合には、「0」をマークするという問題です。正しい記述は「5」ですが、正解率は 21%と低く残念な結果と言わざるを得ません。

誤りはゼロを含めて分散していますが、比較的多かったのは「2」及び「3」でした。

「2」は一括して保税運送の承認を受けた外国貨物で、指定期間内に運送先に到着しないものに関税を課す場合ですが、当該一括承認の時の現況によるのではなく、当該貨物が発送された時の現況により課税物件が確定することとされています。これは、当該貨物が発送される際に、税関は必要に応じて検査、確認をすることとなるためです。

「3」は税関長の承認を受けて保税蔵置場に置かれている外国貨物で、税関長の承認を受けることなく滅却されたものに関税を課す場合ですが、当該滅却の時の現況によるのではなく、当該貨物の保税蔵置場に置くことの承認の時の現況により課税物件が確定されることとされています。これは、当該貨物の保税蔵置場に置くことの承認の際に、税関は必要に応じて検査、確認をすることとなるためです。設問のケースでは、すでに滅却されているわけですから、滅却の時の現況は確認のしようがありません。（他方、保税地域で亡失又は滅却されたものに対する適用法令は、亡失し又は滅却された時の属する日に適用される法令となり、課税物件の確定の時期とは異なるので、注意が必要です。）

いずれにせよ関税法第4条（課税物件の確定の時期）と第5条（適用法令）は、原則に対する例外がかっこ書き等を用いて細かく規定され、法律の条文だけでは理解しにくい面があります。その点は教科書（特に、P157、P158の表）に整理されていますので、これをしっかりと頭に入れ、ぜひとも克服してください。

第17問（関税額の確定方式） 正解率：42%

この問題は、誤っている記述のものを一つ選択するか、謝っている記述がない場合には、「0」をマークするという問題です。

設問の記述はすべて正しいため、正解は「0」ということとなりますが、正解率が42%だったのは、問題のレベルが一般的だったことを考慮すれば物足りなく、60%程度には達してもらいたいところです。

誤りは全体的にばらついていますが、「4」や「5」を回答した方が比較的多かったようです。

「4」の入国者の携帯品に対する関税は、「3」の輸入郵便物（20万円以下）とともに、賦課課税方式が適用される代表的なものですし、「5」も加算税が賦課課税方式であるのに対し、延滞税は特別の手続きを要せずに納付すべき税額が確定するという正しい記述です。

それほど難しい分野ではなく、税法としての関税法の基本的な部分でもあるので、もう一度教科書等で再確認しておいて下さい。

第18問（修正申告、更正の請求、更正及び決定） 正解率：53%

この問題も、誤っている記述のものを一つ選択するか、謝っている記述がない場合には、「0」をマークするという問題です。

正解は「4」で、正解率は50%を超えてはいますが、特に難問というレベルではなく、これも60%程度には達して然るべきだと思います。

誤りは全体的にばらついていますが、「5」や「3」を回答した方が比較的多かったようです。

「5」は過大な納付をしてしまった場合の更正の請求の期間制限が「申告に係る貨物の輸入の許可があるまで又は輸入の許可の日から5年以内」というものであり、「3」は「納税申告をした者から貨物を買受けた者は更正の請求を行うことができない」という、いずれも正しい記述です。前問と同様に税法としての関税法の基本的な部分であり、再度確認してください。

第19問（輸出通関） 正解率：57%

正しい記述は「4」ですが、正解率は57%とやや低調でした。

輸出申告に関連する記述から正しい記述を選択する問題でしたが、「2」を選択された方が12%、また、「5」を選択された方が20%と目立ちました。

輸出申告における基本的な記述であり、誤っている箇所を正確に判断して下さい。また、「5」の設問の記述については、第8問においても記載しましたが、特定輸出申告等の申告の特例の取扱いと通常の輸出申告の取扱いの相違点を再確認しておく必要があります。

第 20 問（締約国原産地証明書） 正解率：38%

正しい記述は「5」ですが、正解率は38%と極めて低調でした。

「正しい記述がない」を選択された方が29%を占めました。また「2」を正しい記述と選択された方が17%と目立ちました。

経済連携協定における締約国原産地証明書の提出の要否、提出時期に関する記述で設問を構成しましたので、各設問の記述を対比し、比較的容易に正解を導くことができるものと考えておりましたが、残念な結果となりました。締約国原産地証明書の取扱いについて再確認する必要があります。

第 21 問（特例輸入者及び特例委託輸入者） 正解率：45%

特例輸入申告制度は、今後通関手続の中核を成す重要なものです。些か理解が不足している模様であり、今一層の努力が必要です。

「3」は、特例申告をすることができない貨物に関するものですが、その輸入について数量管理がされている3品目（①農産物、乳製品等、②生鮮等の牛肉及び冷凍牛肉、③生きている豚及び豚肉）に限られていますので、しっかり押さえておいてください（関税法第7条の2第4項、同法施行令第4条の3）。

「5」は、特惠原産地証明書に関するものですが、特例申告貨物については、輸入・納税手続の簡便化が図られており、特惠関税の適用を受けようとする場合にも、特惠原産地証明書を税関に提出する必要がありません（関税暫定措置法施行令第27条第1項第3号、第3項）。特惠原産地証明書以外の原産地証明書については、関税法施行令第61条（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に規定されていますので、参照してください。

第 22 問（保税地域） 正解率：57%

保税地域は、輸出入手続、外国貨物の蔵置や取扱い等のために不可欠の施設です。かなり理解が進んでいることが伺えますが、出題傾向の高い分野ですので、法令等を再確認してください。

「1」は、保税地域の代替制度である「他所蔵置制度」に関するものです（関税法第30条第1項第2号）。保税地域においては、内容点検、改装、仕分けその他の手入りを特別な手続を執ることなくすることができですが、他所蔵置場所においては、一般に税関の監視取締りが及び難いため、内容点検等に際しても、あらかじめその旨を税関長に届け出るものとされています（同法第36条第2項）。

「4」は、保税工場における「みなし保税蔵置場制度」に関するものです。保税工場において使用する外国貨物の輸出入の便宜を図るため、当該外国貨物に限り、当該保税工場を保税蔵置場とみなして利用することができるものとされています（同法第56条第2項）。なお、保税工場については、そこで使用する貨物以外の外国貨物を蔵置するため、保税工場の一部について保税蔵置場の許可を併せて受けることもできます（同条第3項）。

「5」は、保税展示場における「外国貨物の販売」に関するものです。外国貨物が保税

蔵置場内で販売される場合には、その購入者（観覧者）に輸入・納税手続を求めることが難しいため、その販売を輸入とみなして、販売者に関税法の規定が適用されることになっています（同法第 62 条の 4 第 2 項）。ただし、その販売により当該貨物が外国に向けて積み戻される場合には、国内引取りがないため、輸入とみなされることはありません（同法施行令第 51 条の 5 第 2 項）。

第 23 問（減免税制度） 正解率：35%

正解は「2」で、正解率は 35% と低調でした。

最多解答は、誤りの「4」を選択した方が 36% にも達し、次いで正解の「2」を選択した方が 35% と続き、誤りの「3」及び正解なしの「0」とした方がそれぞれ 9%、8% ありました。低調だったのは、大勢の方が「2」を正しいと認識できず、「4」を正解と勘違いした方が多かったためです。

「2」の輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税制度の適用を受けようとする者は、この規定の適用を受けようとする旨税関長に届け出る必要があります。

「4」の違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税制度の適用を受けようとする者は、原則としてその貨物の輸入の許可の日から 6 月以内に保税地域等に入れる必要がありますが、6 月を超えることがやむを得ない理由がある場合に税関長の承認を受けたときは、6 月を超え 1 年以内で税関長が指定する期間内に入れればよいとされています。

この「2」も「4」も基本的な事項ですので、常識として覚えておくべきものです。

第 24 問（特惠関税制度） 正解率：30%

この問題は、正しい記述のものを一つ選択するか、正しい記述がない場合には、「0」をマークするという問題です。正しい記述が一つもないため正解は「0」であり、正解率は 30% でした。正解率はかなり低いと思います。

全体では 70% の方が間違えたことになり、間違いは全体的にばらついていて理解の低さを示していますが、比較的多かったのは「3」を選んだ方の 22%、「2」を選んだ方の 17% でした。

「3」は保税蔵置場に置くことの承認を受ける貨物について、特惠関税の適用を受ける場合の原産地証明書の提出時期ですが、「当該貨物の輸入申告の際」ではなく「当該貨物の蔵入承認申請の際」に提出する必要があります。

「2」は平成 22 年度までは設問のようなシーリング方式により特惠関税の供与がされていましたが、平成 23 年度の法改正によりこの方式は廃止され、特惠関税の適用を受けた貨物の輸入が増加し本邦の産業に損害を与える等の場合で、本邦の産業を保護するため緊急に必要があるときに特惠関税の適用を停止する方式（エスケープクローズ方式）となりました。

通関業務等に以前から従事されている方等は昔の記憶が残っているのかもしれませんが、すでに改正から 5 年を経過していますので、しっかり押さえておいて下さい。

特惠関税制度は原産地基準等を含めてかなり複雑な分野ではありますが、本試験では関

税法令や通関実務の分野で例年2～3問は出題されますので、教科書を熟読しつつ過去の問題でしっかりと勉強し、是非とも克服してください。

第25問（課税価格の決定の原則による計算） 正解率：37%

この問題は、さっと読み飛ばすと、すべての設問肢が「正しい記述」であると勘違いしそうな問題が並んでいました。このため、誤っている記述はないとして「0」をマークした人が23%もおりました。

しかし、正確に読むと、設問「4」に引っ掛けとなる箇所がありました。それは、輸入貨物の輸入港までの輸送に実際に要した運賃等の額が、当該輸入貨物の輸送が特殊な事情の下において行われたことにより、当該輸入貨物の通常必要とされる当該輸入港までの運賃等の額を著しく超えるときは（単に「超えるとき」ではありません。）、当該通常必要とされる当該輸入港までの運賃等を関税定率法第4条第1項第1号に規定する輸入港までの運賃等として、当該輸入貨物の課税価格を計算するという件です。

また、「4」を除いた他のすべての選択肢は正しい記述であるにもかかわらず、すべての選択肢につき、9%～12%もの人がマークしておりました。これは、問が「その記述の誤っているものはどれか」と聞いているにも拘わらず、「正しいものはどれか」という問であると早とちりをしたための誤解によるものと思われるので、落ち着いて問題文を読む癖を付けておくことが肝要です。

第26問（輸出貿易管理令） 正解率：14%

正解は「2」で、正解率は14%と極めて低調でした。

最多解答は、誤りの「5」を選択した方が35%、次いで誤りの正解なしとして「0」とした者が30%又誤りの「3」を選択した者が14%もあり、正解の「2」を選択できた方は14%に留まりました。極めて低調だったのは、大勢の方が「2」を正しいと認識できず、「5」を正解と勘違いした方が多かったためです。

「2」の輸出貿易管理令別表第1の16の項該当貨物は補完的輸出規制（キャッチオール規制）の対象貨物ですが、輸出管理徹底国（いわゆるホワイト国）向けの場合は補完的輸出規制（キャッチオール規制）の対象外です。

「5」の輸出承認を受けないで貨物を輸出した者に対する制裁として、1年以内の期間に限り、輸出の禁止することができる権限を有しているのは経済産業大臣であり、税関長にはその権限はなく、委任もされていません。

この「2」も「5」も輸出貿易管理令の常識として認識すべき事項です。

第27問（輸入してはならない貨物） 正解率：47%

輸出又は輸入をしてはならない貨物については、知的財産権侵害物品及び不正競争防止法違反物品に関して出題されることが多いようです。輸出入ともほぼ同様な制度となっていますので、輸入してはならない貨物に重点を置き、輸出と輸入を比較しながら学習を進めると、効率的であり効果的です。

「3」は、不正競争防止法違反物品に係る「意見聴取」に関するものです。税関長による意見聴取は、次表のように行われることになっており、単なる学識経験者に意見聴取をすることはありませんので、注意してください。

照会事項	対 象	照会先
証拠による侵害事実の疎明	不正競争防止法（権利者）	経済産業大臣
	その他	専門委員
認定のための参考意見（技術的範囲等を除く。）	育成者権	農林水産大臣
	不正競争防止法	経済産業大臣
	その他	専門委員
技術的範囲等	特許権、実用新案権、意匠権	特許庁長官
	営業秘密侵害品	経済産業大臣

「4」は、輸入差止申立者（権利者）による「損害賠償金の供託」に関するものです。輸入差止申立者が、所定の期限までに損害賠償金の供託をしない場合には、税関長は、情状により認定手続を取りやめることができます（関税法第69条の15第11項）。些か引掛け問題のようですが、輸入差止申立制度としては、いきなり取りやめることが適切ではないことを理解してください。

第28問（不服申立て） 正解率：14%

不服申立ての方法、申立期限、関税等不服審査会等に関するものですが、本年度に法令改正があったこともあり、正解率は極めて低調でした。改めて法令、新制度等を再確認する必要があります。

「1」は、不服申立ての方法に関するものです。旧制度においては、原則として「異議申立て」を経て「審査請求」をすることになっていましたが、新制度においては、不服申立者の便宜により、「審査請求」（財務大臣）又は「再調査の請求」（税関長）のいずれも選択することができるものとされました（関税法第89条第1項）。

「3」は、不服申立ての申立期限に関するものです。不服申立者の便宜のため、次のように延長されました（行政不服審査法第18条、第54条）。なお、不作為に係る審査請求については、期間制限はありませんので、注意が必要です。

申立期限	短 期	長 期
再調査の請求	処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過する日	処分があった日の翌日から起算して1年を経過する日
審査請求		
再調査の請求をした場合	再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月を経過する日	再調査の請求についての決定があった日の翌日から起算して1年を経過する日

「4」は、財務大臣による関税等不服審査会に対する諮問に関するものです。不服申立ての適正・迅速な処理を図るため、財務大臣は、次の場合を除き、関税等不服審査会に諮

問するものとされています（関税法第 91 条）。

- ①審査請求人から、諮問を希望しない旨の申出がされている場合
- ②審査請求が不適法であり、却下する場合
- ③審査請求に係る処分の一部を取り消す場合等
- ④税関長に対し、審査請求に係る処分をすべき旨を命ずる場合等

第 29 問（罰則） 正解率：58%

罰則の対象となる違法行為、刑罰の内容等についての理解度を問うものです。正解率はほぼ順当でしたが、合格を確実にするためには、今一步の努力が必要です。

「3」は、関税法第 114 条の 2 第 10 号に規定する税関職員の質問に答弁しない等の罪（質問不答弁罪）に関するものです。税関職員の質問に対して答弁するか否かは、憲法第 38 条第 1 項（自己に不利益な供述、自白の証拠能力）に規定する供述拒否権との関係から、答弁者の任意と解されていること、一方、税関職員の権限の適正な行使を確保するため、答弁しないことにより処罰されることがあることを理解してください。

「5」は、犯罪貨物等に係る関税の徴収に関するものです。「没収」及びこれに代わる「追徴」と「関税の徴収」は重複しないので、注意が必要です。

第 30 問（NACCS 法） 正解率：21%

電子情報処理組織（NACCS）を使用して行われる申告、納税等についての理解度を問うものですが、未だ十分に理解が進んでいるとはいえない状況です。

「3」は、電子情報処理組織を使用して行われる輸出許可等の税関長の処分通知等に関する誤った記述です。システムによる手続であって、一般に理解し難いものですが、NACCS 法をしっかりと読み込んでください。

「5」は、電子情報処理組織を使用して行われる納税手続に関する正しい記述です。輸入（納税）申告及び関税等の納税がシステムを使用して行われるため、納税と輸入の許可について特別な取扱いを要します。このため、関税等納付専用口座のある金融機関に納付書が送付された時に、関税等が納付されたものとみなして、輸入が許可されることになっています。したがって、延滞税も課されることはありません（NACCS 法第 4 条第 2 項、第 3 項）。

III 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

【総体的事項】

通関実務全体の正解率は 34%であり、11%の方が合格基準に到達していました。

■申告書の作成

申告書作成全体の正解率は 30%でした。

輸出申告と輸入（納税）申告それぞれの正解率をみると次のとおりで、更なる努力が必要です。

- ①輸出申告 33%
- ②輸入（納税）申告 29%

■複数肢選択式、計算式及び択一式

複数肢選択式、計算式及び択一式全体の正解率は 37%で、申告書作成全体の正解率と比較するとやや高い結果となりました。

なお、複数肢選択式、計算式、択一式それぞれの正解率をみると次のとおりで、更なる努力が必要です。

- ③複数肢選択式 25%
- ④計算式 36%
- ⑤択一式 49%

【個別事項】

問題のうち、注意すべき点については以下のとおりです。

■申告書の作成

本試験では、輸出及び輸入（納税）申告書の作成において、通関手続の学習要件に加えて Incoterms（インコタームズ）の標準的な貿易ルールの契約（取引）条件を伴った出題がされています。今回の設問では、輸出は「CIF NEW YORK」、また、輸入は「FCA ACAPULCO」としていますので、契約条件に沿った申告価格（又は課税価格）の算出に当たっては、算入と非算入すべき費用などが、各々の取引条件によって異なること、また、個別の品目に係る品目分類、少額貨物の処理などを正確に理解することを目的とした問題（輸入では EPA 協定も含め）としましたが、輸出及び輸入の双方の解答で正解率が低く、また、未記入が多いことから、もう一段の努力が望まれます。

第 1 問 （輸出申告書） 正解率：33%

今回の出題は、紙の製品を多種類掲げて、品目分類と CIF 契約条件による費用の算入（加算済み）・不算入（控除）による申告価格の処理としましたが、輸出申告書作成としては、これまでの成績と比べると低い正解率となりました。その原因は、品目分類において、部、類の注、項の「規定」を見落としたケースが目立ちました。特に、第 1 欄（a）では、男女兼用カーコートですが、これは、紙糸（53.08）→紙糸の織物（53.11）→染み込ませた

紙糸織物 (59.03) →これから製造した「衣類 (第 59.03 項からの織物から製品にしたもの) (62.10)」に分類が決定されるまでには、いくつかの注、項の規定を参照しなければなりません。しかし、多くの方が「規定」を見落とし、女子用カーコート (62.02) などに分類したことにより正解率を大幅に下げてしまいました。また、第 4 欄 (d) では、せっけん (第 34 類) と化粧品 (第 33 類) との区分規定によらない分類が行われ誤りを大きくしました。なお、どういう理由からか、少額貨物 (三品目) である統計品目番号 10 桁目「X」の選択肢番号が、登録画面の第 1 欄から第 4 欄までにも入力が行われています。

次の集計結果 ((a) ~ (e)) とコメントを踏まえ、今後の正確な分類の参考にして下さい。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| (a) 登録画面の第 1 欄 (a) : 8% | (d) 登録画面の第 4 欄 (d) : 24% |
| (b) 登録画面の第 2 欄 (b) : 38% | (e) 登録画面の第 5 欄 (e) : 56% |
| (c) 登録画面の第 3 欄 (c) : 38% | |

第 1 欄 (a) : 「男女兼用のカーコートで紙糸の織物にポリ塩化ビニルを染み込ませたものから製造のもの」の分類で、上記まとめて述べた誤り (染み込ませた織物から製造した衣類以外への分類 (32%)) のほか、この欄は、仕入書第 3 項及び第 9 項の同一分類の合算により、最も高い申告価格になるにもかかわらず、仕入書第 2 項などの番号を第 1 欄の入力とした誤りの相当数の事例 (43%) があり、大幅に正解率が縮小しました。また、正解の選択肢番号を他の欄への入力 (12%) 及び未記入 (3%) もあり、正解率を下げました。

第 2 欄 (b) : 「男子用カーコートで紙糸の織物から製造されたもの」の分類が、女子用のカーコートへ分類 (19%)、仕入書価格で最高のもので第 1 欄への入力 (35%)、衣類付属品へ (10%)、また、染み込ませた衣類 (13%) への誤り、正解の選択肢番号を他の欄への入力 (3%)、また、未記入 (4%) のケースがありました。

第 3 欄 (c) : 「男子用のシャツでセルロースウォッディング製のものと及び手すき紙のネクタイ」は第 48 類の「紙製の衣類及び衣類付属品」への分類のところ、第 11 部 (紡織用繊維の製品) の、染み込ませた衣類 (13%)、女子用コート (11%)、男子用コート (7%) への分類の誤りがありました。また、他の欄への入力 (18%)、未記入 (7%) もありました。

第 4 欄 (d) : 「紙にせっけんを含むシャンプーを染み込ませた小売用のもの」は、第 33 類及び第 34 類の注から「シャンプー」に属するところ、せっけんへの分類が相当数 (45%) ありました。また、他の欄への入力 (2%) と未記入 (6%) がありました。理由は、上記二欄と同じく、注の規定の確認をしっかりと行うことが肝心です。

第 5 欄 (e) : 少額貨物の三品目のうち、「感光性の写真用紙」が代表番号のところ、他の X 付番号のもの二品目への分類 (24%) とした選定ミスなどがありました。なお、品目分類番号の 10 桁目が「X」となっている選択肢を第 1 欄から第 4 欄までに入力しているケースがみられることは特異なことです。

今後の要留意点は、品目分類において、部、類の注の「規定」を見極めて注意深く実施していただきたいことと、なお、未記入が各欄 2%~5% ありましたが、勉強結果を確かめるためにもすべての解答欄に記入できるよう努力して下さい。

第2問（輸入（納税）申告書） 正解率：29%

輸入の問題は、果実のジュースなどの申告書作成です。一昨年の本試験で輸出問題として出題の「ジュース類」を参考にして、飲料などを加え、昨年の輸入問題のオーストラリア EPA 協定品目（関税割当対象品目を含む。）に習って、対メキシコとの協定品目を出題しました。品目分類では、特に、第1欄及び第2欄で、実行関税率表による10桁番号を、NACCS用品目コード（別紙3）によるコード変換をしていない分類が多くみられ、また、少額貨物の10桁目の表示（X、E）のものについては、第4欄と第5欄への記入順などで齟齬が見られ、低い正解となりました。課税価格では、買付業務、通関（関連）業務契約による諸費用の取扱いを設定した作問としたところ、課税価格の数値にいろいろの値が出て、大幅に合格点を下げる成績となりました。

(1) 品目分類の正解率 45%

- | | |
|------------------|------------------|
| (a) 登録画面の第1欄：47% | (d) 登録画面の第4欄：32% |
| (b) 登録画面の第2欄：47% | (e) 登録画面の第5欄：41% |
| (c) 登録画面の第3欄：59% | |

(2) 申告価格（課税価格）の正解率 13%

- | | |
|------------------|------------------|
| (f) 登録画面の第1欄：15% | (i) 登録画面の第4欄：10% |
| (g) 登録画面の第2欄：15% | (j) 登録画面の第5欄：10% |
| (h) 登録画面の第3欄：15% | |

品目分類 ((a)～(e))においては、もう少々の頑張りを必要とする低い正解率でした。

本問では、上記まとめのように、NACCS用品目コードへの対応、少額貨物の取扱いが考慮されなければなりません。なお、輸入申告でも少額貨物である選択肢番号の末尾が「X」、「E」のものの登録入力で他の全ての欄にも行われていることは特異なことと思います。

正解率が更にUPする点は次のとおりです。

第1欄 (a)：「ぶどうジュースで Brix29、加糖、しよ糖含有量 20%のもの」の分類では、まず、NACCS用品目コードへの対応で、この変換をしない「†」のまま (26%)、他のコードへ変換としたケース (9%) があり、大きなマイナスとなりました。また、他の欄への入力 (4%)、未記入 (6%) 等もありました。

第2欄 (b)：「混合ジュースでマンゴー、パイン、オレンジなど含有し、加糖なく、しよ糖含有量9%のもの」の分類で、上記と同様な、NACCS用品目コードへの対応で、この変換をしない「†」のまま (33%)、混合ジュース以外 (9%) への分類があり、また、他の欄への入力 (4%)、未記入 (7%) もありました。

第3欄 (c)：「オレンジジュースで加糖なく、しよ糖含有量8%のもの」は平均値の成績で、相違としては、加糖のものへの分類 (16%)、他のジュースへの分類 (8%) など、また、他の欄への入力 (9%)、未記入 (8%) がありました。

第4欄 (d)：少額貨物2品目「コーヒーでいってなくカフェインレスのもの及びびん詰の水」の一括による代表品目選定においては「コーヒー」とせず「水」(4%)としたケース、大きな間違いは「コーヒーでいってなくカフェインレスのもの」が20万円以上のものと課税価格を計算したケース (26%) でした。また、未記入 (10%) があり、更に、

「X」付き選択肢番号のものが、第1～4欄にある(14%)ことは特異なことです。
第5欄(e):少額貨物1品目(コーヒーをもととした調製品)の「E」の入力において、水への分類(「X」付をふくむ。)(24%)、コーヒーのその他のものとしたケース(20%)、また、未記入(11%)もあり、更に、「E」付き選択肢番号のものが、第1～4欄にある(8%)ことは注目です。

申告価格((f)～(j))は、全般に正解率が10%～15%と低い状況となっています。

本設問の申告価格の計算は、FCA取引条件において、諸費用のうち加算となる費用又は不
算入のものの処理方法が少々複雑になり、算出結果において大きな相違となりました。
本設問では、平成24年の第46回通関士試験(通関実務)第2問(輸入(納税)申告)の
「FCA条件での諸費用の処理」の内容を一部応用しているのです、参考としてチェックして
ほしいと思います。

本設問の集計結果を精査すると、主要な誤りは各欄ともに以下の内容で相似しています。

第1欄(f):申告価格の算出において、仕入書価格へ加算なし3.6%、輸出関連業務料の
加算なし4.3%、保管料の誤加算8.6%、更に、買付手数料の誤加算3%などがありまし
た。

第2欄(g):上記と同じく、仕入書価格へ加算なし3.5%、輸出関連業務料の加算なし5.2%、
保管料の誤加算10.0%、更に、買付手数料の誤加算3.1%などがありました。

第3欄(h):上記と同じく、仕入書価格へ加算なし2.0%、輸出関連業務料の加算なし4.8%、
保管料の誤加算8.8%、更に、買付手数料の誤加算2.9%などがありました。

第4欄(i):上記と同じく、仕入書価格へ加算なし0.2%、輸出関連業務料の加算なし3.1%、
保管料の誤加算2.4%、更に、買付手数料の誤加算0.5%などがありました。

第5欄(j):上記と同じく、仕入書価格へ加算なし0.6%、輸出関連業務料の加算なし
3.3%、保管料の誤加算2.5%、更に、買付手数料の誤加算0.8%などがありました。

なお、解答なしが27%～38%あり、勉強結果を確かめるためにもすべての解答欄に記入
できるよう努力して下さい。また、マークシートへ記入時に8桁(千万)までの塗りつ
ぶしが無いなどがありました。

このような低い正解率となりましたが、申告価格の計算方法は、これまでの事例集の問
題を繰り返し解いて納得がいくまで行うことが望まれます。加算の計算の手順・方法など
は、既に、輸入申告書作成問題の申告価格の計算方法としての事例があるもので、新しい
方法となる計算をしなければならないものはありません。そこで、再度、過去問をおさら
いしていただくと共に、本設問についても、再度「解説」を熟読して十分に理解して下さ
い。

第3問(延滞税及び加算税) 正解率35%

この問題は複数肢選択式で、記述の誤っているものすべてを選ぶ問題です。正解(誤っ
ているもの)は「3、4、5」です。正解率は35%で、更なる努力を要する結果となって
います。

「1」は延滞税額の計算の基礎となる関税額が1万円未満である場合には延滞税が課さ
れず、当該関税額に1万円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てて計算する、「2」は

災害等の理由により納期限が延長された場合にはその関税に係る延滞税のうち、その延長された期間に対応する部分の金額は免除されるとの、いずれも正しい記述です。

第4問（輸出通関） 正解率：32%

輸出申告に係る手続について問うものですが、正解率は極めて低調でした。更なる努力が必要です。

「1」は、輸出申告の時期に関するものです。輸出申告については、近年の法令改正により「保税地域搬入原則」が廃止され、保税地域等に入れることなく申告ができるようになりました（関税法第67条の2）。法令改正に係る事項は、一般に出題される傾向が高いため、留意してください。

「5」は、関税関係法令以外の法令の規定により輸出に関して許可、承認等を必要とする貨物についての税関への証明に関するものです。許可、承認等を必要とする貨物については、その輸出申告の際に、税関に証明することが必要です（同法第70条第1項）。一方、検査又は条件の具備を必要とする貨物については、税関による検査又は審査の際に、税関に証明し、その確認を受けることが必要です（同条第2項）。これらを併せて理解することが効率的であり、効果的です。

第5問（課税価格の計算） 正解率：19%

正解は「3、4、5」です。各選択肢につき、正しい記述であるとの解答を示した受験者の数は次の通りです。

「1」・・・10%

「2」・・・29%

「3」・・・63%

「4」・・・80%

「5」・・・41%

「3」と「4」を正解として選択できた方の割合は高いものの、「5」を正解肢として選択できた方の割合が低いために、第5問全体としての正解率は19%という非常に低いものとなりました。

第6問（関税率法別表の所属の決定） 正解率：14%

正解率は極めて低調でした。正解は「1、5」ですが、誤りの「1、4」、「1、3」、「2、5」を選択された方が合計で25%、また「1」のみを選択された方が6%いました。これらの結果を見ますと、誤りの選択肢の組合せが多岐に亘っていることから、関税率表の解釈に関する通則（以下、通則という。）を適用し、物品の所属を決定するという基本的なことを理解していない方が多数いることが伺われます。通則1による物品の所属の決定は、分類の基本ですが、どのような条件が必要であるか、再読し、理解するようにしてください。通則1以外の所属を決定する問題にも対応できるように、通則2（a）、通則3（a）などによる所属の決定についても、十分、理解しておくことが必要です。

第7問（減免税制度） 正解率：27%

正解は「1、3、4」で、正解率は27%と低調でした。

最多解答は正解の「1、3、4」で27%の方が選択できましたが、誤りの「1、4」、「1、3」及び「3、4」を選択した方がそれぞれ16%、16%及び14%で、択一式のように1つしか選択しなかった誤りが6%ありました。

「1」～「5」の選択状況をみると、正解の「1」、「3」及び「4」を選択できた方は72%、63%及び67%と比較的高く、誤りの「2」及び「5」の選択状況はそれぞれ21%及び6%でした。

正解率が27%と低調だったのは、正解の「1」、「3」及び「4」を選択できた方は60%～70%と比較的高く、3つある正解のうち2つまでは正しく選択できたものの、3つ目まで選択できなかった方が大勢いたためです。

「1」の政令で定める博覧会への参加国が発行した公式のカタログ、パンフレット、ポスターは関税定率法第14条第3号の3の無条件免税の適用を受けることができます。

「2」の特定用途免税適用貨物の輸入申告を行うことができる者は特定の者に限定されているが、引越荷物として自動車を輸入する場合の輸入申告は入国者の名をもつてしなければならないとされています。

「4」の輸入の際に反復使用される鉄鋼製シリンダー等でその輸入の許可の日から1年以内（3月後は1年以内に含まれる）輸出されるものは、関税定率法第17条第1項第2号の再輸出免税の適用を受けることができます。

第8問（修正申告により納付すべき関税額の計算） 正解率：56%

【正解 15,300円（マーク 00015300）】

計算は正しく出したものの、マークシートに転記するにあたって解答の頭に千万円台までゼロを記入し忘れたために点を失った方が6%もおられました。本試験の時には、このようなミスを起こさないように注意して下さい。

解答を「15,400円」とした方が9%おられました。これは、計算の最初の段階で、課税標準は「千円未満の端数切捨て」のルールを忘れたために発生したものと思われます。また、「解答なし」の方が5%おられました。

第9問（延滞税額の計算） 正解率：7%

【正解 52,500円（マーク 00052500）】

結果は、非常に悪いことが判明しました。本問題は、特例申告を利用した輸入貨物でしたので、納付すべき関税の法定納期限は、特例申告書の提出期限（特例申告貨物につき輸入の許可を受けた日の属する月の翌月の末日）です《関税法第12条第8項第1号》。

延滞日数は、特例申告書の法定納期限の翌日から未納関税額を納付する日までの日数です。未納関税の納期限は、未納関税額について修正申告をした日です。

したがって、延滞日数は、法定納期限である2015年9月30日の翌日から未納関税額の納付日である2016年2月12日までの合計135日です。

適用になる延滞税率は、2015年も2016年も年2.8%と明記されているので、迷うことなく計算できる筈の問題でした。

しかし、この設問では、特例申告書の提出日及び納税の日が9月の末日でなく、9月16日となっていたために受験生を悩ませたようで、これが主な原因となったのか否かは確かではありませんが、受験者の答えは区区となりました。

上述のとおり、特例申告貨物につき納付すべき関税の法定納期限は、特例申告書の提出期限ですので、実際の納税日は関係ありません。

更に、延滞税の計算にあたって注意すべきことは、閏年の1年間の日数計算です。「利率等の表示の年利建て移行に関する法律第25条」に基づき、閏年も1年間の日数を365日とすることが決められています。

また、「解答なし」の方が15%あったことも驚きでした。

このような状況の中で、正しい答えである52,500円を計算されたにもかかわらず、マークシートへの転記ミスで頭にゼロ(0)を付けなかった人が僅かにおられ、貴重な点を失われたことは残念なことでした。

第10問(課税価格の計算) 正解率:45%

【正解 1,082,000円(マーク 01082000)】

比較的易しい評価問題を出题した積りでしたが、成績は芳しくありませんでした。

この解答においても、マークシートへの転記ミスの方が多く現れ、5%の方が点数を失いました。くれぐれも注意して下さい。

この問題においては、加算要素、非加算要素の判断を誤ったことが原因と推測される種々の誤解答が見られました。

シャツのデザインを売手に提供するために要した費用(設問2のホ、及び設問4)は、当該デザインが本邦で開発されたものであるため(開発者の国籍は問いません。)加算する必要はありませんが、これを加算要素と勘違いした人が7%ほどおられたようです。

製品のシャツをA国から本邦国内倉庫まで運送するための費用(60,000円)には、本邦到着後の運送費用も含まれているものの、その額が不明であるため、その額を含めた総額が運送費として加算されることになっている《関税率令第1条の4第2号》にもかかわらず、この運賃全体を加算していないと思われる解答をした人が4%おりました。

また、設問3に記載したシャツ製造のための生地調達費用につき、輸入者Mが購入した額の単価は300円/メートルですので、これが評価の基礎となります(生地の生産費は、本問題の輸入貨物の評価においては関係のない数字ですので、惑わされることのないように注意しましょう。)

なお、「解答なし」の方が8%おられました。

第11問(課税価格の計算) 正解率:41%

【正解 14,590,000円(マーク 14590000)】

本問題の正解率は芳しいものではありませんでした。

加算要素の判断で最多の方が誤りを起こしたのは、デザインの費用(設問2ーロ及び

3) であり、このデザインは外国のデザイン会社から購入したものですので、加算要素となっている点です。この点について誤解をしていたために、加算をしなかった方が 10%以上おりました。

2 番目に多くの方が誤りを犯したのは、設問 4 に記載されている輸入者 M が A 国の製造者 X に送付した生地の A 国での輸入通関手続き費用 10,000 円の扱いについてです。本設問では、この費用は製造者 X が負担しており、輸入者は負担していません。したがって、この費用は、売買契約に記載されている契約代金に含まれていると考えることができます。よって、この費用は加算要素には該当しませんが、8%以上の方が加算して計算をしていることが判りました。

さらに、本件売買契約において記載されている「単価 (CIF 価格) 250 米ドル/個で 500 個を購入する代金」の決済にあたっては、輸入者 M と製造者 X との間で、換算レートを 1 米ドル=110 円とすることが合意されている点も検討が必要になりました。

設問 5 において、輸入者 M が本件輸入貨物を輸入申告する日における税関長が公示する外国為替相場は「1 米ドル=100 円」であると記載されており、どちらのレートを用いて換算するかということですが、定率法基本通達 4 の 7-2 には、外国通貨により表示されている価格が当事者間で合意された外国為替相場により本邦通貨に換算され、本邦通貨により現実に支払われる場合には、当該本邦通貨による価格に基づいて課税価格を計算する」と規定されており、本設問 6 において、この規定によることができる条件が記載されているので、この設問については 1 米ドル 110 円で計算することが正しい方法です。しかし、6%以上の方が、輸入申告を行うにあたっての一般原則 (設問 5 の記述) である「1 米ドル=100 円」を用いて計算しておりました。

また、「解答なし」の方が 1 割以上おられました。

第 12 問 (課税価格の計算) 正解率: 30%

【正解 4,490,000 円 (マーク 04490000)】

この問題の正解率は非常に悪く、僅か 30% でした。

この解答においても、マークシートへの転記にあたって、千万円の桁まで「0」を記入することを忘れた方が 3% おられました。

加算要素の判断において一番多くの方が間違っていたのが、意匠の購入費用 (設問 2-ニ及び 6) でした。設問 6 で、「M は、B 国の P から当該意匠を 80,000 円で購入し、X に無償で提供する。なお、当該意匠は、P の従業員が本邦において開発し、当該開発に 55,000 円を要した。」と記載されていますので、上記第 11 問の解説の一番目に記述した考え方のとおり、本邦で開発されたものであることから加算の対象にはならないものであるにもかかわらず、加算をされた方が 17% おられました。(また、意匠の開発費が評価の際に問題になるのは、輸入者 M と意匠の開発者 (P) とが特殊関係にある場合であり、本問題においては無関係の情報です。)

次に多くの方が誤った加算要素は、M から Y に対して支払った手数料 (40,000 円) でしたが、これは、設問 5 に記載してあるとおり設問 2-ハの当該装飾品に組み込まれる部品を M が B 国の Y を介して調達したことに対する Y への手数料です。これは、関税定率法第

4条第1項第2号イに規定されている「仲介料その他の手数料」に該当することから、加算する必要がある要素ですが、これを加算しなかったと思われる方が2%程いました。

また、設問5に記載されている部品の単価として、MがメーカーZから購入した時の単価（200円）とZが当該部品を生産するために要した生産費（160円）との関係も一部の受験者を悩ませたようでした。これも、生産費を用いて課税価格を計算するのは、MとメーカーZが特殊関係にある場合に限られており、本問題では、特殊関係はないとの説明（設問8）があるので、MがZから購入した価格が計算の基礎となります。この点について、160円を用いて計算した方が2%おられました。

なお、「解答なし」の方が13%おられました。

第13問（事前教示） 正解率：36%

この問題は、誤っている記述のものを一つ選択するか、謝っている記述がない場合には、「0」をマークするという問題です。

正解は「0」で、正解率は36%と低調でした。誤りの解答としては全体としてばらついていますが、「4」及び「5」が比較的多く見受けられました。

「4」はすでに輸入申告されている貨物についての教示の照会は、事前教示の趣旨に反するものとしてできないこととされ、「5」は文書による事前照会の教示内容は、法に定める不開示情報に該当すると考えられる部分等を除いて原則として公開されるという、いずれも正しい記述です。

各設問の記述は事前教示としては基本的なものであり、この程度の内容であれば正解してほしいものです。この分野の出題は通関実務だけでなく時々関税法等の分野でも見受けられますのでしっかり押さえておいて下さい。

第15問（関税率定率法別表の部注及び類注） 正解率：46%

正解率は低調でした。正解は「3」ですが、誤りの「4」を選択された方が15%、「2」を選択された方が12%、「1」を選択された方が10%、「0」を選択された方が11%いました。この結果を見ますと、部や類の注に対する知識が十分でないことが伺われます。「4」については、肉の含有量が20%を超えていても詰物をした物品は、第16類の除外規定により、第19.02項に属すること、「2」については、第11部の「製品にしたもの」とは、長方形（正方形を含む。）以外の形状に裁断した物品と規定されていること、「1」については、革製の野球用ミットは、運動用具から除外され、革製の衣類附属品として、第42.03項に属することをしっかりと覚えてください。本試験では、ここ数年、関税率定率法別表の部注及び類注に関する問題が連続で出題されています。注の規定を覚えることは、範囲が広く、大変な努力を要しますが、マスターしないと、正解を得ることはできません。

第16問（関税率定率法別表の所属の決定） 正解率：45%

正解率は、低調でした。一層の努力が必要です。正解は「2」ですが、誤りの「3」、「4」、「1」及び「0」を選択された方が合計で49%もいました。特に気づいたことは、生鮮のしょうがを第7類の野菜、純塩化ナトリウムを第28類の無機化学品、革製のスポーツ用の

履物を第 42 類の革製品、クリスタルガラス製のシャンデリア及び電気毛布を第 85 類の電気機器、釣りざお及び花火を第 96 類の雑品として分類されると認識している方が多かったことです。本試験に於いても、一見正しいと思われる物品を含んだ選択肢が出題されています。これらを攻略するには、正確な分類知識が不可欠であり、そのためには、過去問の反復練習、あるいは「関税率表における類別商品分類」を活用するなど地道な努力が必要です。

第 17 問（特惠関税制度） 正解率：71%

この問題は、誤っている記述のものを一つ選択するか、謝っている記述がない場合には、「0」をマークするという問題です。

正解は「4」で、正解率は71%です。かなり理解が進んでいるようです。「4」以外を選択した方は「0」を含めて30%程度いるわけで、全体としてばらついてはいますが、比較的多かったのは「5」及び「1」でした。

「5」は輸入申告の際に提出するのが原則とされる原産地証明書の提出が猶予される場合の記述であり、「1」はその提出が不要となる場合の記述で、いずれも正しい記述です。

「提出猶予」の場合と「提出不要」の場合をセットで覚えるのも一案です。特惠関税に関する出題は、①税率、供与方式、適用停止等制度そのものに関するもの②実質加工基準、完全生産品、自国関与、直送基準等原産地認定基準に関するもの③有効期間、提出時期等の原産地証明書に関するものに大別できますが、それぞれの分野ごとに出題される場合と分野が混在して出題される場合があり、関税法等又は通関実務の両方の分野で本番試験に頻出します。関税法等の第 24 問（特惠関税制度）の講評でも言及しましたが、教科書を熟読したうえで過去の問題等を解いてみて、実力アップを図ってください。